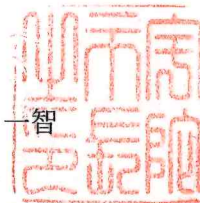


宇陀市公告第 35 号

地域インフラ群再生戦略マネジメント宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託の委託契約について、公募型プロポーザル方式による提案募集を行うので、次のとおり公告する。

令和8年4月21日

宇陀市長 金剛 一智



1. 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 地域インフラ群再生戦略マネジメント宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託
- (2) 選定方法 地域インフラ群再生戦略マネジメント宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託に係る公募型プロポーザル実施要領による
- (3) 業務内容 地域インフラ群再生戦略マネジメント宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託 業務要求水準書による
- (4) 委託期間 契約締結日から令和11年3月31日まで
- (5) 契約限度額 総額 金652,894,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2. 参加資格

参加者は単独又は企業グループとし、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。企業グループは2者以上で構成し、代表となる構成員（以下、「代表企業」という。）を1者定めること。

本プロポーザルに係る第一次審査書類及び第二次審査書類の提出者で契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。なお、企業グループによる参加の場合、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該構成員が受託する予定であった業務について、新たに参加資格の確認を受けた上で構成員の役割分担の変更を認める。

- (1) 令和8・9年度の宇陀市競争入札参加資格申請書（建設工事又は測量・建設コンサルタント等）を提出していること。
- (2) 宇陀市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領及び宇陀市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による更生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次の①から⑤までのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- ② 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 奈良県内に本店又は支店を有する者であること。なお、企業グループで参加する場合は、少なくとも代表企業が満たすこと。
- (8) 建設コンサルタント登録「鋼構造及びコンクリート部門」を有している者であること。なお、企業グループで参加する場合は、少なくとも代表企業が満たすこと。
- (9) プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間において、国、特殊法人等（※）又は地方公共団体が発注した以下の全ての業務を元請けで受注した実績を有する者であること。なお、企業グループで参加する場合は、構成員のうちいずれか一者以上が満たせばよいものとする。

- ① 橋梁点検業務
- ② 橋梁長寿命化修繕計画の策定業務
- ③ 橋梁補修設計業務

※特殊法人等とは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第一条に示すものを指す。以下、同じ。

- (10) 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したCM業務、PM業務又は事業促進PPP（※）を元請けで受注した又は、現在受注し業務を行っている実績（ただし、プロポーザル実施要領の公表日において1年以上）を有する者であること。なお、企業グループで参加する場合は、構成員のうちいずれか一者以上が満たせばよいものとする。

※参加資格確認におけるCM業務、PM業務、事業促進PPPの定義は以下のとおりとする。

| | |
|---------|---|
| CM業務 | 発注者の立場に立って、設計・発注・施工の各段階における工程管理、品質管理、コスト管理等のマネジメント業務の全部又は一部を行う業務 |
| PM業務 | 品質・コスト・工程・リスク等の相互に関連する要素を統合的に管理し、事業全体の目的を達成するために、計画から実施までを一貫して管理する業務 |
| 事業促進PPP | 事業全体計画の整理、測量・調査・設計業務の指導・調整、地元及び関係行政機関との協議、事業管理、施工監理、BIM/CIM活用支援等のマネジメント業務 |

(11) ①及び②の基準を満たす管理技術者を配置できること。

① 以下のいずれかの資格を有する者であること。

ア 技術士（総合技術管理部門：建設－鋼構造及びコンクリート）

イ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）

ウ 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）で認定された技術管理者（登録部門：鋼構造物及びコンクリート）

エ R C C M（専門技術部門：鋼構造及びコンクリート）

オ 1 級土木施工管理技士

② 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した以下のいずれかの業務について、元請けで従事した経験を有する者であること。

ア CM業務、PM業務又は事業促進 P P P を、管理技術者又は担当技術者として従事した又は、プロポーザル実施要領の公表日時点において 1 年以上従事している経験

イ プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去 10 年間に於いて、橋梁長寿命化修繕計画の策定業務に管理技術者として従事した経験

ウ プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去 10 年間に於いて、橋梁点検業務に管理技術者として従事した経験

エ プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去 10 年間に於いて、橋梁補修設計業務に管理技術者として従事した経験

オ プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去 10 年間に於いて、橋梁の補修工事に主任技術者又は監理技術者として従事した経験

3. 参加申込方法及び提出書類等の必要事項

参加申込方法及び提出書類等の必要事項の詳細は、地域インフラ群再生戦略マネジメント宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託に係る公募型プロポーザル実施要領・業務要求水準書による ※宇陀市ホームページに掲載

4. 問い合わせ先

〒633-0292

奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市役所 建設部 建設課

担当 花本、森川

電話 0745-82-5638（直通）

F A X 0745-82-8211

メール kensetu@city.uda.lg.jp